



中小企業の設備取得を後押し ～即時償却と税額控除～

一定の条件をクリアした事業所が設備等を取得した場合、即時償却または取得価格の10%の税額控除ができる中小企業経営強化税制は、中小企業の経営を支援する目的から作られました。
条件クリアは難しいことではありませんが、内容が多岐にわたるので、一番身近な新たに機械を取得した場合でざっくりとご説明いたします。

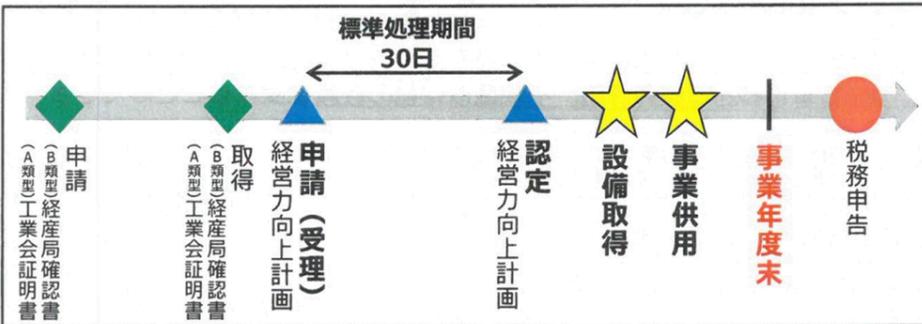
【制度を受けるための条件および概要】

- ①青色申告の中小企業者(資本金1億円以下)
- ②経営力向上計画を作成し、中小企業等経営強化法の認定を受ける
- ③取得予定の機械(中古不可)は、生産性が旧モデルと比べ年平均1%以上向上するもの
- ④計画の申請、設備の取得、事業の用に供するのは同じ事業年度内
- ⑤平成29年4月1日から令和3年3月31日まで

生産性向上設備の取得で同様の措置が受けられた後継の制度になります。前回との大きな違いは、経済産業省へ計画を提出する必要があることです。

【原則的なタイムスケジュール】

【原則】経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得



【対象となる設備～工業会等から証明書を取得～】

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

既存の設備だけでなく独自に開発・作成等した設備も対象となります。その場合、年平均の投資利益率が5%以上となる投資計画を経済産業省に認定してもらう必要があります。これらは、『A類型:生産性向上設備』と呼ばれるのに対し『B類型:収益力強化設備』と呼ばれています。

【税制措置】



法人税^(※1)について、**即時償却または取得価額の10%^(※2)の税額控除**が選択適用できます。(中小企業経営強化税制)
※1 個人事業主の場合には所得税 ※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) 生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資			
	【中小企業投資促進税制(中促)】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用	

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要
※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

計画自体はさほど難しいものではありませんし、商工会等でも助言をしてくれます。新規設備をお考えの方は、利用しない手はありません。ざっくりとした説明ですので詳細は担当までご確認ください。～経済産業省HPより～

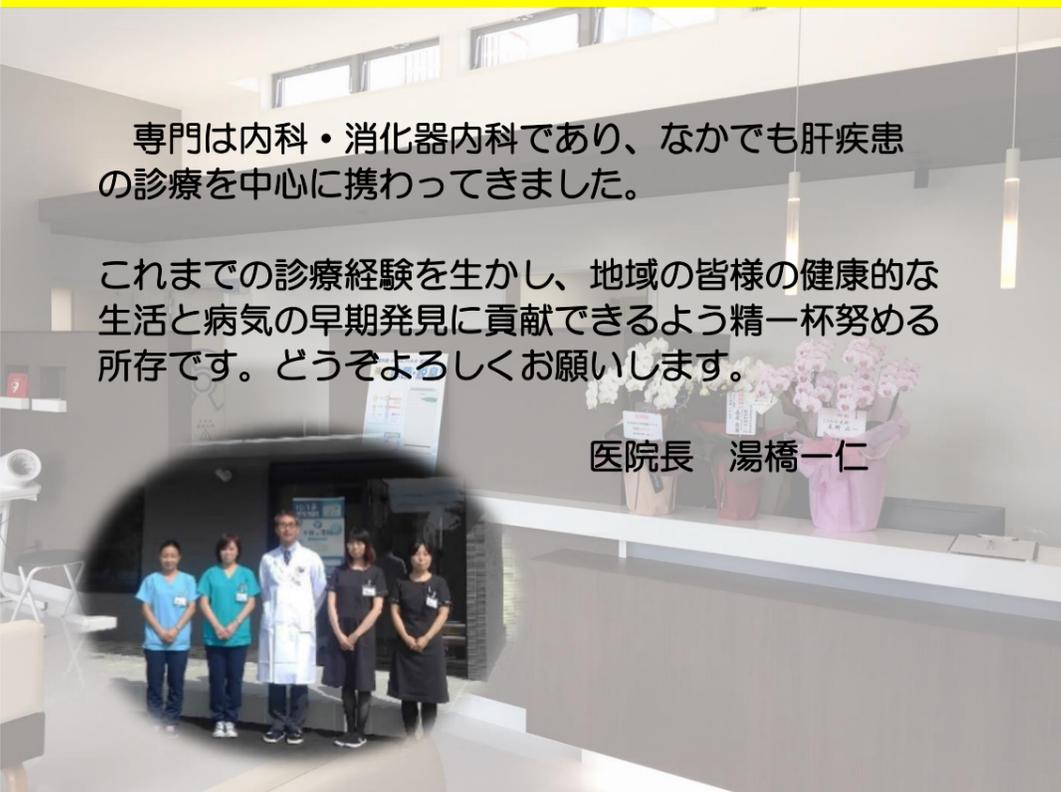
第61回 向田会ゴルフコンペ

令和元年10月10日(木)赤城カントリー倶楽部にて、第61回向田会ゴルフコンペを開催しました。秋晴れの中、総勢32名のご参加をいただき、楽しくラウンドできました。プレー後は市民文化会館二階レストラン織姫で表彰式及びパーティを行い、昼間の珍プレー好プレー話に花が咲きました。お忙しい所、ご参加いただきました皆様、誠にありがとうございました。優勝者:小金沢 啓人様



～顧問先のご紹介～ ゆはし医院 医院長 湯橋一仁 様

～『足利診療所』は『ゆはし医院』として再出発いたします～



専門は内科・消化器内科であり、なかでも肝疾患の診療を中心に携わってきました。

これまでの診療経験を生かし、地域の皆様の健康的な生活と病気の早期発見に貢献できるよう精一杯努める所存です。どうぞよろしくお願い致します。

医院長 湯橋一仁

ゆはし医院

足利市大町12-2 ☎0284-40-1500

- 【診療科目】 内科・消化器内科
- 【診療時間】 9:00～12:30
15:00～19:00
- 【休診日】 木曜・土曜午後
日曜・祝日

